

最高裁判所 (第三小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求上告事件

国側当事者・国

令和4年7月12日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年12月22日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-33))

(第一審・前橋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年6月9日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-11))

決 定

申立人	X
相手方	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
同指定代理人	金光 晴香
相手方	桐生市
同代表者市長	荒木 恵司

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和4年7月12日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 渡邊 恵理子

裁判官 宇賀 克也

裁判官 林 道晴

裁判官 長嶺 安政